

令和元年12月27日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(2)記載の原処分を取り消し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)及び健康保険法(以下「健保法」という。)上の各被保険者(以下、併せて「厚年等被保険者」という。)の資格(以下、併せて「厚年等被保険者資格」という。)について、資格取得年月日を平成〇年〇月〇日として、同資格の取得及びその継続の確認を求めるといふことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が後記2(1)記載の本件確認請求をしたことに対し、厚年等被保険者資格の確認に関する厚生労働大臣の権限に係る事務をそれぞれ委任されている日本年金機構(以下「機構」という。)が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、機構に対し、平成〇年〇月〇日以降の期間(以下「本件請求期間」という。)について、利害関係人(法人成立の年月日を昭和〇年〇月〇日とし、包括団体を神社本庁とする宗教法人である。)を事業主とする〇〇神社と称する事業所(以下「本件事業所」という。)

において使用される者であるとして、厚年等被保険者資格を有していたことを確認する旨の厚年法第31条及び健保法第51条の規定に基づく確認請求(以下「本件確認請求」という。)をした。なお、利害関係人は、本件確認請求に係る機構による事実確認中に受けた指導により、平成〇年〇月〇日(受付)、機構に対し、健康保険・厚生年金保険新規適用届を提出し、適用年月日を同月〇日として、本件事業所を厚年法及び健保法上の適用事業所としている。

- (2) 機構は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「事業所から提示された証拠書類では事実確認ができなかった為。」という理由により、本件確認請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 厚年法は同法第6条第1項第2号において、健保法は同法第3条第3項第2号において、それぞれ、法人の事業所又は事務所であって、常時従業員を使用するものを、各法上の適用事業所とすると規定しているところ、厚年法第9条、第12条、第13条、第14条、第18条、第27条及び第31条並びに健保法第3条第1項、第35条、第36条、第39条、第48条及び第51条の規定によると、厚年法上の適用事業所に使用される70歳未満の者及び健保法上の適用事業所に使用される者は、適用除外される者を除いて、それぞれ、その使用されるに至った日又はその使用される事業所が適用事業所となった日に厚年等被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなく

なった日の翌日に厚年等被保険者資格を喪失することになるが、厚年等被保険者資格の取得及び喪失は、適用事業所の事業主の届出により、厚年等被保険者若しくは厚年等被保険者であった者の請求により又は職権で、厚生労働大臣が確認することによってその効力を生じるとされている。

そして、厚年法第31条第1項及び健保法第51条第1項の規定によると、厚年等被保険者又は厚年等被保険者であった者は、いつでも、厚年法第18条第1項及び健保法第39条第1項の規定による確認を請求できるとされている。

- 2 請求人は、本件請求期間について、本件事業所において利害関係人により使用される者として厚年等被保険者資格を有している旨を主張し、原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間について、請求人が本件事業所において利害関係人により使用される者として厚年等被保険者資格を有していたと認めることができなにかどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、前記「事実」欄第2の2記載の事実のほか、次の各事実を認定することができる。なお、次の(1)ないし(4)に掲げる各書面は全て写しである。
- (1) 利害関係人が神社本庁統理に宛てて平成○年○月○日付けで作成した任命具申書（以下「本件具申書」という。）があり、本件具申書には、利害関係人が、請求人を候補者として、本件事業所における権禰宜を本務とする権禰宜への任命を具申する旨、及び、請求人がそれを承諾する旨が記載されている。
- (2) ○○神社庁が、平成○年○月○日付けで、○○市・○○市・○○郡支部長に対し送付した、神社本庁が本件具申書を受けて発令したものと解される請求人に係る同年○月○日付けの辞令（以下「本件辞令」という。）があり、本件辞令には、請求人を平成○年○月○日付けで○○県○○市○○所在の○

○神社権禰宜に任ずる旨が記載されている。

- (3) ○○神社庁長が、平成○年○月○日付けで、○○神社権禰宜である請求人に対し回答した「神職登録に関する問合せの件（回答）」と題する書面（以下「本件回答書」という。）があり、本件回答書には、請求人の妻であり、利害関係人代表者の娘でもあるC（以下「C」という。）について、「平成○年○月○日 ○○神社権禰宜を拜命」及び「平成○年○月○日 ○○神社禰宜を拜命現在に至る」と、請求人について、「平成○年○月○日 ○○神社権禰宜を拜命現在に至る」とそれぞれ記載されている。
- (4) 利害関係人を支払者とする、請求人に係る、平成○年分給与所得の源泉徴収票（以下「○年徴収票」という。）及び平成○年分給与所得の源泉徴収票（以下「○年徴収票」という。）があり、○年徴収票には、平成○年○月○日に就職した旨の表示があり、給与としての支払金額が○○万円である旨が、○年徴収票には、給与及び賞与としての支払金額が○○○万円である旨がそれぞれ記載されている。
- (5) 利害関係人が提出した、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に計上した人件費に係る資料（以下「○年人件費資料」という。）及び本件事業所の平成○年度に係る給料手当に関する総勘定元帳（以下「○年人件費資料」という。）があり、それぞれの主な記載内容は次のとおりである。
- ア ○年人件費資料

人件費について、平成○年○月から平成○年○月までの毎月○日に「給与（宮司○○万・禰宜○○万・権禰宜○○万）」としてそれぞれ○○万円、平成○年○月○日に「臨時手当（禰宜○○万・権禰宜○○万）」として○○万円、同年○月○日に「臨時手当（宮司○○万・禰宜○○万・権禰宜○○万）」として○○万円、同年○月○日

に「臨時手当（宮司〇〇万・禰宜〇〇万・権禰宜〇〇万）」として〇〇万円及び平成〇年〇月〇日に「D氏（2名）」として〇〇万円の合計〇〇〇万円の計上がある旨が記載され、「権禰宜（E）〇年〇月〇日 臨時手当〇万 〇月〇日 ヶ（注：臨時手当の意）〇万 〇月〇日 ヶ（注：臨時手当の意）〇〇万」との付記がある。

イ 〇年人件費資料

平成〇年度に係る給料手当について、〇月度から〇月度までの各月に関して、「給料手当 〇月分E」ないし「給料手当 〇月分E」として、それぞれ〇〇万円が計上され、〇月度から〇月度までの各月に関してはいずれも〇円で、平成〇年度の給料手当の計上額は合計〇〇〇万円である旨が記載されている。

- (6) 請求人が、平成〇年〇月〇日に、LINEのトーク機能により、利害関係人代表者に対し送信したメッセージ（以下「請求人通知」という。）があり、請求人通知の内容は、次のとおりである。

Eです。今朝の件は、私の中で全く納得が行きません。今まで、色んなことを我慢してきたつもりですが、限界です。明日から、私はもう行きません。Aはどうするか知りません。では、失礼致します。

追伸 電話等なさらないで下さい。出るつもりも有りません。E

- (7) Cが、平成〇年〇月〇日〇時〇分に、利害関係人代表者に対し送信したメール（以下「Cメール」という。）があり、Cメールの主な記載内容は、次のとおりである。

はっきり言って、何とも思っていないからこれだけ放置が出来るのね。「悪いことしたと思わない？」と、私が誘導しないといけないなんてほんまに情けない。ええ歳して何も気付かない。私が見てる限りでも多々あったから知ら

んところでもあったらしいし。そんな時Eくん（注：請求人を指すものと認める。以下同じ。）が「お母さんそんな言い方ないわ」と言っても聞かんかったらしいし。だからもう反論もせんようになつたと言うてました。けど、いつまで放つたらかし？Eくんも私もほんまに神社滅茶苦茶になっていいなんて思ってます。でも、お母さんが、おかしくなってるのは事実。宮司である前に人としてひどくないか？上は何言うてもええんか？言葉に責任も無く。腹がないで済まないよ。知らず知らずに外部にもそんなことしてると思うよ。孤立するよ。てかしてると思うよ。彼は気付いてる。改めてほしいから荒療治しているのです。お母さんが糠に釘やからやで。彼が来てくれて総代やつたのおっちゃん達とも少しずつ関係が良くなってきているとは思いませんか？彼が潤滑油になってくれているのよ。それは後に私たちとも上手くやっていくためにそう運んで行ってるんよ。人の助けがなければこはやっていけないからね。けど、その頑張ってる良い方へ持って行ってくれようとしてる人ないがしろにしすぎてるでしょ。気に食わんかもしれないけど、私の夫であり、私達はあなたの後もこちちゃんとやっていかなあかんねん。で、その後F達にも繋いでいかなあかんねん。Eくんには色々きつク言われるけど、お母さん以上に先のこと考えてるよ。私もお母さんも考えが浅いと。その場しのぎばかりやと。耳痛いけど事実やわ。今だって働き盛りの男籠らせてほんまに気の毒や。こんなつまらん問題無かつたら私らは上手くいってんねん。私とお母さんの縁を切らせるつもりかって？このままじゃこちらの夫婦、親子の縁も切れてしまいそうです。なんで親にこんな目に遭わされなあかんのか私も腹が立つし、子供じみたお母さんがほんまに情けないと思います。もう誰もお母さん諭してくれる人もいな

いし困っています。今まで助けていたつもりが、甘やかしていた自分も悪いと思います。私もアホなので、もっと努力しないとイケないと思います。(注：中略)これからEくん無しで2人で回すのも限界があります。せっかく良くなってきたもの全て壊れてしまいます。また男逃げたわ、と思われ人の信用も失います。周りの空気読んでよ。気付いてないでしょ。ひと月もEくんの姿見てないし、みんなおかしいな、と思い始めてるよ。尋ねられるのも言葉につまるわ。あなたなら、へそ曲げて来ませんねん、で済ますやろけど、よくそんなこと外に言えるなと思う。葉っぱだらけで汚いし雰囲気暗いし。ほんまのほんまにすぐ潰れるよ。この先どうしたら良いのか、もっと真剣に考えませんか。一番は人の気持ちに立って物事考えてね。うわべだけでなくごめんだけではなく。そこが無かったら例えば他の人雇うなんて簡単なこととしても同じことの繰り返し。何の解決にもならないよ。人間関係って難しい。(注：中略)お母さんが嫌いでごこまで言ってるんじゃないです。一番に家族、そして神社がどうしたら上手くいく？皆んな辛い。しばらくお休みさせてもらいます。

- (8) 利害関係人代表者が、平成〇年〇月〇日〇時〇分に、請求人に対し送信したメール(以下「利害メール」という。)があり、利害メールの記載内容は、次のとおりである。

それではどうすれば気がすむの(注：「すむねの」は誤記と認める。)ですか私が考えなしに発した言葉があなたを傷つけていたことは重々お詫び致します。今まで三人で頑張ってきた(注：「着た」は誤記と認める。)のですから出来ることならこのまま、また三人でやっていきたいと思い(注：「思あ」は誤記と認める。)ます。気を取り直してもらえませんか？

- (9) 利害関係人代表者が、平成〇年〇月

〇日付けで、請求人及びCに宛てて、簡易書留郵便で送付した書面(以下「利害書面A」という。)があり、利害書面Aの記載内容は、次のとおりである。

Eさん Cさん もうすぐ出産ですね。体は順調な様で安心しました。ところでCさんは入社しなくなってからもう半年以上になりますね。Cさんは2ヶ月程ですが、神社が大変忙しいのはご承知の通りだと思いますが、今のままでは何事に関しても前進する事ができませんので大変困ります。とにかくCさんだけでも〇日(〇)迄に入社して下さい。そうでなければ、私、一人では能力の限界もありますので、残念なことですが解雇という事態になる可能性もあります。私は仕事で出掛けしている時もあるので、入社する時は前以て連絡して下さい。待っています。

- (10) 利害書面Aを受けて、再審査請求代理人が、平成〇年〇月〇日付けで、利害関係人代表者に対し送付した「通知書」と題する書面(以下「請求人書面」という。)及び、同書面を受けて、弁護士G及び弁護士Hが利害関係人の代理人として、同年〇月〇日付けで、再審査請求代理人に対し送付した「ご連絡」と題する書面(以下「利害書面B」という。)があり、それぞれの主な記載内容は次のとおりである。

ア 請求人書面

(注：記載省略)

2 つきましては、以下の質問にご回答ください。①解雇というのは、懲戒解雇の主張と思われませんが、解雇理由はどのようなものでしょうか。懲戒解雇に関する就業規則等の規約をお示しのうえご説明ください。②貴殿は、通知人(注：請求人を指す。以下同じ。)が休業中であることを認識しながら、話し合いもされずに突然の出社請求をされていますが、出社を求める期限を〇日とした理由をご説明くだ

さい。③通知人は、現在休職中でありますが、給与も手当も一切支給されておりません。そのような状態の中で、仕事が回らないのであれば、なぜ臨時雇用者を雇わないのかご説明ください。④通知人は、貴殿が宮司職に就いている間は、出社する意思は現段階ではございません。もっとも、貴殿もご存じの通り、通知人には幼い子どもを含む家族があります。そのため、稼働し、収入を得る必要があります。つきましては、貴殿がいつまで宮司職に留まられるおつもりなのか、貴殿のお考えをお聞かせください。

3 (注：記載省略) また、通知人は、貴殿からの回答を受けて、今後について検討いたしますので、○月○までに出社することは致しません。

4 (注：記載省略)

イ 利害書面B

(注：記載省略)

1 「解雇」との文言の趣旨

I (注：利害関係人代表者を指す。以下同じ。)からの平成○年○月○日付け手紙(以下「本件手紙」といいます。)において、同人が、「解雇」との文言を用いたのは、法律上の「懲戒解雇」という意味合いではなく、○○神社(以下「○○神社」といいます。)とE氏(注：請求人を指す。以下同じ。)との関係を断つという趣旨によるものです。○○神社と権禰宜であるE氏との関係について、同神社の宗教法人規則によれば、禰宜以下の進退については、宮司の具申によって、統理が行うものとされており、同神社とE氏との関係が雇用契約といえるものであるか否か必ずしも明確ではなく、また、同神社には就業規則はなく、職員にかかる懲戒規程も存在しません。

したがって、今後、Iとしましては、同神社の宗教法人規則に則って、○○神社庁に対し、E氏を権禰宜から退任させる旨の申し出を行うことを予定しております。

2 出仕の求め

Iは、E氏から休職する旨の報告を受けておらず、それを承認したこともありません。平成○年○月○日以降、Iは、E氏に対し、同神社に出仕するように再三求めておりましたが、E氏から何ら具体的回答がなかったため、本件手紙でもって、再度出仕を促した次第です。

3 給与の不支給

E氏の給与については、○○神社に休職規程はないことから、平成○年○月○日以降、同氏が一方的に同神社への出仕を拒絶し、権禰宜としての責務を放棄していることを理由として、支払を停止しております。なお、臨時雇用者の雇用については、あくまでも○○神社における経営判断の問題ですので、雇用しない理由を特にご説明する必要はないものと思料致します。

4 退任予定

現時点で、Iが○○神社宮司を退任する予定はありません。

5 結語

Iとしましては、今後、○○神社を円滑に運営するためにも、本件を円満に解決することを希望しておりますので、一度、当職らにおいて、貴職と直接面談した上で、解決に向けた協議をさせていただきたいと存じます。貴職において、ご検討の上、当職らまでご連絡いただけますようお願い致します。

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 厚年法第9条には「適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金

保険の被保険者とする。」と規定され、また、健保法第3条第1項には「この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者・・・をいう。」と規定されている。

そして、「使用される者」とは、事実上の使用関係があることをいい、事業主との間の法律上の雇用関係の存否は、使用関係を認定する際の参考となるにすぎないとされ、事実上の使用関係があるか否かの判断は、労務の提供の有無、報酬の支払関係、人事労務管理の有無等によって、具体的・実態的に判断されることとなり、この事実上の使用関係が認められない場合には、厚年等被保険者資格を有しているとはいえないとされている。また、事実上の使用関係がある者は、適用事業所と常用的使用関係にある者をいい、常用的使用関係にあるか否かは、その者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等をも総合的に勘案して認定すべきであるとされている。

- (2) 当審査会としても、上記(1)の取扱いを相当としてきているところであるので、本件をこれに照らして検討する。

前記「事実」欄第2の2(1)によれば、本件事業所は、適用年月日を平成○年○月○日として、厚年法及び健保法上の適用事業所となっているものの、法人成立の年月日を昭和○年○月○日とする宗教法人の事業所であり、同日以降、常時従業員を使用すると認められる期間については、平成○年○月○日前であっても、厚年法及び健保法上の適用事業所に該当すると認めるのが相当であるから、本件請求期間について、請求人が、本件事業所において利害関係人により使用される者であったかどうかを検討する。

本件具申書、本件辞令及び本件回答書によれば、利害関係人が、平成○年○月○日付で、請求人を本件事業所の権禰宜に任命する旨を神社本庁に具申したことに対し、神社本庁が、同年

○月○日付で請求人を本件事業所の権禰宜に任命する旨を発令し、平成○年○月○日であっても、神社本庁の地方機関である○○神社庁において、請求人を本件事業所の権禰宜とする上記発令を有効に継続しているものとして、いることが認められる。また、前記1(4)ないし(6)及び(10)イによれば、平成○年○月○日に送信された、その翌日から出社しない旨の請求人通知があり、利害書面Bには、請求人について、「平成○年○月○日以降、同氏が一方的に同神社への出社を拒絶し、権禰宜としての責務を放棄している」旨の記載が認められ、○年徴収票には、請求人が本件事業所に平成○年○月○日に就職した旨の表示があり、同年の給与としての支払金額(○○万円)は、○年人件費資料に記載の同月から同年○月に係る権禰宜に対する給与及び臨時手当の合計金額○○万円とは一致しないものの、○年徴収票、○年徴収票及び○年人件費資料からは、利害関係人から請求人に対し、平成○年○月から同年○月までの期間について少なくとも○○万円の給与が、平成○年○月から同年○月までの期間について○○○万円の給与及び賞与が、それぞれ支払われていたことが認められ、利害書面Bの「2 出社の求め」及び「3 給与の不支給」の記載内容を考え併せても、少なくとも、本件事業所において、請求人は、平成○年○月○日から権禰宜としての責務を果たすために労務を提供することを始め、平成○年○月○日までの期間についてそれを継続し、それに対し、利害関係人は、請求人にその対価としての報酬を支払っていたと認めるのが相当である。そして、前記1(7)及び(8)によれば、Cメールは、利害関係人代表者の請求人への言動等に対して利害関係人代表者の反省を促す旨等が記載されたもので、利害メールは、利害関係人代表者が、自らが発した言葉により請求人を傷つけたことを、請

求人に対し謝罪する旨が記載されたものであると認められるところ、Cメールが同年〇月〇日〇時〇分に利害関係人代表者に対し送信された後、同メールを受けて間もない同日〇時〇分に、利害関係人代表者により利害メールが請求人に対し送信され、利害関係人代表者が請求人に対し謝罪の意を示しているのであるから、Cが利害関係人代表者の娘であることも考え併せれば、Cメールに記載された内容は、利害関係人代表者も自認したと認められ、信ぴょう性の極めて高いものであると認めるのが相当であるというべきである。そして、Cメールの「はっきり言って、何とも思っていないからこれだけ放置が出来るのね。「悪いことしたと思わない？」と、私が誘導しないといけないうんてほんまに情けない。ええ歳して何も気付かない。私が見てる限りでも多々あったから知らんとこでもあったらしいし。そんな時Eくんが「お母さんそんな言い方ないわ」と言っても聞かんかったらしいし。だからもう反論もせんようになったと言うてました。」との記載等からは、請求人の本件事業所における働きをないがしろにした利害関係人代表者の言動により、請求人を入社拒否するまでに至らしめたものと認めるのが相当である。また、Cメールには、「彼は気付いて。改めてほしいから荒療治しているのです。お母さんが糠に釘やからやで。彼が来てくれて総代やったのおっちゃん達とも少しずつ関係が良くなってきているとは思いませんか？彼が潤滑油になってくれているのよ。それは後に私たちとも上手くやっていくためにそう運んで行ってるんよ。」「その頑張ってる良い方へ持って行ってくれようとしてる人ないがしろにしすぎてるでしょ。気に食わんかもしれないけど、私の夫であり、私達はあなたの後もこちゃんとやっていかなあかんねん。で、その後F達にも繋いでいかなあかんねん。E

くんには色々きつく言われるけど、お母さん以上に先のこと考えてるよ。私もお母さんも考えが浅いと。その場しのぎばかりやと。耳痛いけど事実やわ。」「これからEくん無しで2人で回すのも限界があります。せっかく良くなってきたもの全て壊れてしまいます。また男逃げたわ、と思われ人の信用も失います。周りの空気読んでよ。気付いてないでしょ。ひと月もEくんの姿見てないし、みんなおかしいな、と思いはじめてるよ。尋ねられるのも言葉につまるわ。」「葉っぱだらけで汚いし雰囲気暗いし。ほんまのほんまにすぐ潰れるよ。この先どうしたら良いのか、もっつと真剣に考えませんか。」などの記載があり、利害書面Aにおいても、利害関係人代表者一人では限界であり、請求人に出社を要請する旨が記載されていることから、これらによれば、請求人が、単なる権禰宜としての責務だけでなく本件事業所の将来を見据え、さらなる発展を志して、本件事業所においてその職務に取り組んでいたことが推認できるというべきであり、請求人の労働日数や労働時間等を具体的に確認できる資料はないものの、請求人の本件事業所における労務の提供は、その質・量の点からも相応のものであったと認めるべきであり、利害関係人と請求人の間には、常用的使用関係が存在したと認めるのが相当である。したがって、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、請求人は、利害関係人により使用される者であったと認めるのが相当であり、本件事業所において、資格取得年月日を平成〇年〇月〇日として厚年等被保険者資格を有していたと認めるべきである。また、平成〇年〇月〇日後の期間については、請求人の本件事業所における労務の提供、利害関係人から請求人に対する労務の対価としての報酬の支払は認められないものの、平成〇年〇月〇日付けの利害書面Aでは、利

害関係人代表者が請求人に対し同月○日までに出社を再開することを要請し、同年○月○日付けの利害書面Bでも、「Iとしましては、今後、○○神社を円滑に運営するためにも、本件を円満に解決することを希望しております」との記載があることが認められ、同年○月○日付けの本件回答書でも、請求人が本件事業所の権禰宜であることが確認できる上に、請求人が平成○年○月○日後出社を拒否するに至った経緯等を併せ考えれば、同日後の期間について、上記利害関係人と請求人との間の使用関係に特段の事情の変化がない限り、本件確認請求がされた時点においても、引き続き、請求人は、利害関係人により使用される者であったと認めるのが相当であり、本件事業所において厚年等被保険者資格を有していたと認めるべきである。

- (3) 以上によれば、本件請求期間に係る本件確認請求を却下した原処分は、上記趣旨と異なり妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。